

業 務 委 託 契 約 書 (案)

委託者 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団（以下「甲」という。）と受託者
（以下「乙」という。）とは、業務の委託に関し、次の
とおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

委託業務名：あすなろ学園 通園バス運行業務

（契約の期間）

第2条 契約の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

2 契約期間中、指定管理者の変更があった場合は、甲、乙、及び新たな指定管理者にて、速やかに対応につき協議するものとする。

（契約の履行）

第3条 甲及び乙は、別添の仕様書に基づいて、この契約を履行しなければならない。

（委託料の支払）

第4条 甲は、委託業務に係る委託料として次に掲げる額を乙に支払うものとする。

金 円

(消費税及び地方消費税額 円を含む)

ただし、各会計年度における支払額は、次のとおりとする。

令和2年度 金 円

(消費税及び地方消費税額 円を含む)

令和3年度 金 円

(消費税及び地方消費税額 円を含む)

令和4年度 金 円

(消費税及び地方消費税額 円を含む)

2 甲は、毎月前項の委託料のうち、別添内訳表記載の金額を、委託業務履行の確認後、乙の請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約に係る権利又は義務を他人に譲渡し、若しくは、抵当に供し、又は引き受けさせてはならない。

（委任又は下請負の禁止）

第6条 乙は、甲の承認を得ないで、委託業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 乙が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 乙が、銀行取引を停止されたとき。
- (4) 前各号のほか、この契約の条項又はこれに基づく仕様書に違反したとき。

(損害賠償)

第8条 乙は、前条の規定による契約の解除により、甲に損害が生じたとき、又は委託業務の履行に関し、自己の責めに帰すべき事由により甲が管理する建造物、器物等に損害を与えたときは、直ちに原状回復又は、損害を賠償しなければならない。

(監督員に従う義務)

第9条 乙は、甲が指定した監督員の指示に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約保証人等)

第10条 乙は、委託業務を履行することができない場合に、自己に代わって自ら委託業務を履行することを保証する他の者を保証人として立てなければならない。

2 前項の保証人は、この契約に係る委託業務履行保証人として甲が相当と認める者でなければならない。

(保証人の責務)

第11条 保証人は、受託者が、その責務を履行しない場合において、その履行をなす責務を負うものとする。

(違約金)

第12条 乙は、契約の履行遅滞があったときは、遅延日数に応じ、契約金額に年2.7%の割合を乗じて計算した金額(違約金の総額が100円未満の場合は除く。)を違約金として甲に納付しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の取扱い)

第14条 乙は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に基づき、甲が定める個人情報の安全管理措置を遵守しなければならない。

(乙の業務従事者の災害に対する措置)

第15条 乙は、委託業務の履行に関し生じた乙の委託業務従事者の災害については、全責任をもって措置し、甲は何ら責任を負わない。

(乙の法令上の責任)

第16条 乙は、委託業務従事者に係る労働基準法、職業安定法、最低賃金法、労働安全衛生法及び雇用保険法その他労務に関する一切の責任を負わなければならない。

(負担区分)

第 17 条 委託業務履行のため、乙が使用する電力、ガス、給水及び電話の料金の負担は、履行場所における必要最小限のものについて甲が負担するものとし、他は乙が負担とする。

なお、各業務仕様書で負担区分が明記してあるものについては、それぞれの負担区分によるものとする。

(定めのない事項)

第 18 条 前各条に定めのない事項については、甲、乙誠意を持って協議し決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれ 1 通を所持する。

令和 2 年 4 月 1 日

甲 委託者

住 所 埼玉県比企郡嵐山町古里 1 8 4 8
社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団
氏 名 理事長 印

乙 受託者

住 所
氏 名 印

委託業務履行保証人

住 所
氏 名 印

業務委託料分割内訳表

分割回数	委託業務実施期間	分割委託料	支払予定月
	自 至		
1	令和2年4月1日 ~ 令和2年4月30日		令和2年5月
2	5月1日 ~ 5月31日		6月
3	6月1日 ~ 6月30日		7月
4	7月1日 ~ 7月31日		8月
5	8月1日 ~ 8月31日		9月
6	9月1日 ~ 9月30日		10月
7	10月1日 ~ 10月31日		11月
8	11月1日 ~ 11月30日		12月
9	12月1日 ~ 12月31日		令和3年1月
10	令和3年1月1日 ~ 令和3年1月31日		2月
11	2月1日 ~ 2月28日		3月
12	3月1日 ~ 3月31日		4月
	合 計		

業務委託料分割内訳表

分割回数	委託業務実施期間	分割委託料	支払予定月
	自 至		
1	令和3年4月1日 ~ 令和3年4月30日		令和3年5月
2	5月1日 ~ 5月31日		6月
3	6月1日 ~ 6月30日		7月
4	7月1日 ~ 7月31日		8月
5	8月1日 ~ 8月31日		9月
6	9月1日 ~ 9月30日		10月
7	10月1日 ~ 10月31日		11月
8	11月1日 ~ 11月30日		12月
9	12月1日 ~ 12月31日		令和4年1月
10	令和4年1月1日 ~ 令和4年1月31日		2月
11	2月1日 ~ 2月28日		3月
12	3月1日 ~ 3月31日		4月
	合 計		

業務委託料分割内訳表

分割回数	委託業務実施期間	分割委託料	支払予定月
	自 至		
1	令和4年4月1日 ~ 令和4年4月30日		令和4年5月
2	5月1日 ~ 5月31日		6月
3	6月1日 ~ 6月30日		7月
4	7月1日 ~ 7月31日		8月
5	8月1日 ~ 8月31日		9月
6	9月1日 ~ 9月30日		10月
7	10月1日 ~ 10月31日		11月
8	11月1日 ~ 11月30日		12月
9	12月1日 ~ 12月31日		令和5年1月
10	令和5年1月1日 ~ 令和5年1月31日		2月
11	2月1日 ~ 2月28日		3月
12	3月1日 ~ 3月31日		4月
	合 計		

業 務 委 託 共 通 仕 様 書

この仕様書は、委託業務（以下「業務」という。）を実施するうえの共通事項を示すものである。乙は、以下の各項目に定めるところに従い誠実に契約の履行に努めるものとする。

1 法令の遵守

乙は、業務の実施にあたり当該業務の関係法令を正しく理解しかつ遵守するとともに、その法令の施行に関する諸基準並びにこれに基づいてなされる甲の指示に従わなければならない。

2 責任者の指定

乙は、契約履行のため配置した業務従事者の中から、現場責任者1名を指名し監督員に通知すること。

3 責任者の責務

前項の現場責任者は、乙の代人として契約の履行に責任を有するものとし、その責任を全うするため業務従事者を指揮監督し、業務執行の万全を図らなければならないこと。

また、監督員又は監督員の命を受けた職員の業務履行上の指示、注意に従いその旨を業務従事者に命令し、業務の履行を確保しなければならない。

4 業務従事者の確保

乙は、業務の遂行に必要なかつ十分な人員を配置し、業務の遅滞等が生じることのないよう常に人員の確保に留意しなければならない。

5 業務従事者

乙は、業務従事者名簿（氏名、生年月日、住所、所持免許、資格名、従事業務を記載し顔写真を貼付したもの）を作成し契約後速やかに甲に提出すること。採用、退職等で従事者の異動がある時も同様とする。

また、名簿を提出する際は業務従事上法令の定めにより必要である免許、資格を証する書類の写しを添付するものとする。

6 業務従事者の服装及び規律

乙は、業務従事者に次に掲げる事項を遵守させること

- (1) 勤務中は定められた衣服を着用すること。
- (2) 人との対応は礼儀正しく、親切丁寧を旨とし、かりにも粗暴にわたる言動があってはならないこと。
- (3) 勤務中に飲酒をしてはならないこと。
また、酒気をおびて勤務してはならないこと。
- (4) 所定の場所以外での喫煙、飲食その他職務の遂行を怠るような行為をしてはならないこと。
- (5) 身体及び身の回りは常に清潔を心がけ、他人に不快感を与えたり、不衛生であつたりしてはならないこと。

7 業務施行上の留意事項

乙は、業務の実施にあたって次の事項に留意するよう業務従事者に周知徹底させること。

- (1) 運行車両の清掃を定期的に行い、環境の整備に心がけること。
- (2) 電力、ガス、水道等の使用にあたっては、常に節約に心がけること。

- (4) 車両については、運行前後の点検を怠らぬこと。
- (5) 洗車の際は人及び建物器物に細心の注意をはらうこと。

8 業務実施記録

乙は、現場責任者に業務を実施した日の状況を記録させ、それを速やかに監督員に提出させること。

9 異常又は事故報告

乙又は現場責任者は、業務実施中に異状な状態が発生した場合又は車両等の故障を発見した場合は、直ちに適切な処置を講ずるとともに監督員及び関係者に通報し事後速やかに事故の状況を記した報告書を監督員を経由して、甲に提出すること。

10 業務実施済の確認

乙は、各月（回）の業務終了後速やかに、履行した業務の実施済確認願（別紙様式）及び業務終了報告書を監督員に提出し、確認を受けること。

現場責任者
技術責任者

通知書

令和 年 月 日

埼玉県社会福祉事業団
あすなろ学園
園 長

受託者

下記のとおり 現場責任者 を定めたので、業務委託共通仕様書の第2により別添
技術管理者

経歴書を添えて通知します。

記

委 託 業 務 名	あすなろ学園 通園バス運行業務
履 行 期 間	令和2年 4月 1日 から 令和5年 3月31日 まで
委 託 金 額	
現 場 責 任 者	
技 術 管 理 者	

委託業務実施済確認願
(通園バス運行業務)

令和 年 月 日

埼玉県社会福祉事業団理事長
(あすなろ学園) 様

所在地
社名
代表者名

印

業務委託契約書(仕様書)に基づく業務のうち平成 年 月分の業務を実施
したことを確認願います。

確 認 書

令和 年 月分の業務は、業務委託契約書(仕様書)に基づいた業務を実施
したことを確認します。

令和 年 月 日

施設名
職名
検査員氏名

印

送迎バス運行業務特記仕様書

この業務は、業務委託共通仕様書に基づくほか、この特記仕様書により実施するものとし、ここに記載されていない細部の事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

(目的)

- 1 あすなろ学園の利用者が、通園するにあたり、安全かつ容易に来園できるようバスで送迎するものである。

(使用する車両)

- 2 乙が業務に供するバスは2台とし、乙の有する車両を使用するものとする。

(運行範囲)

- 3 バスの運行範囲は、あすなろ学園から北本市内とし、西コースと東コースとする。バスの運行経路については、原則として、別紙1のとおりとする。ただし、状況に応じて、甲、乙協議のうえ、停車順や停車場所を変更することができるものとする。

(業務員の確保)

- 4 乙は、バスの運行業務に適した運転手を各1名配置しなければならない。

(運行日)

- 5 バスの運行日は、あすなろ学園の開所日である月曜日から金曜日までとする。
(ただし、国民の祝日及び8月13日から8月15日、12月29日から1月3日を除く。)また、臨時運行日として、年1回、北本市内の外出時と、年6回、保護者会開催時に1台運行する。

(バスの乗降)

- 6 バスにはあすなろ学園職員が添乗し、利用者の乗降の際には職員が対応する。

(安全の確保)

- 7 乙は、業務に従事する従業員を指揮監督し、安全運転の徹底及び障害者に係る研修を行い、その安全確保に万全を期するものとする。

(事故発生時の措置)

- 8 乙は、業務実施中に交通事故及びその他の緊急事態が発生したときは、ただちに、甲に連絡したうえで適切な措置を講ずるとともに、速やかに報告書を提出するものとする。なお、事故の賠償は乙の責任において行う。

(バスの管理)

- 9 乙は、バスの円滑な運行を図るため、次の業務を行うものとする。なお、業務に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(1) 契約開始時において無償貸与バス(別紙)の自動車検査証の使用者の変更及び変更に伴う諸手続き(使用者を乙に変更する)を行うこと。

(2) バスに係る自動車損害賠償責任保険等車検法定費用を支払うこと。

(3) バスに係る任意保険に加入すること。

(4) 送迎バスに使用する車両の設備及び表示を整備すること。

(5) 車検、点検、車両維持、燃料、保管等を行うこと。

(6) 修理等の際は、代替車両を用意すること。

(7) 利用者が障害者であることを十分認識し、その安全確保について万全の注

意を払うこと。

(8) 交通渋滞等により運行に遅れが生じる場合は、速やかに監督員及びあすなる学園に報告すること。

(9) 正常な運行ができなくなる等の緊急時には、職員の派遣及び代替車輛により、速やかに対応すること

(10) バスの利用人数、乗り残し人数を月ごとに一覧表にして翌月5日までに報告すること。

(11) バスの待機場所については、あすなる学園敷地内の指定した場所において待機すること。

(12) その他管理全般に関すること。

(その他)

10 本契約書 契約の解除 第7条(1) この契約を誠実に履行しないときは、契約期間内において運転する者の懈怠による発車時刻の遅れが年間において20回を超えた場合を含むものとする。

11 本仕様書に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ変更することができるものとする。